

議案第63号

小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例

小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例を別紙のように制定する。

平成26年10月6日提出

小金井市長 稲葉孝彦

(提案理由)

平成26年9月22日付けで条例制定請求代表者明石真宜他5人から、地方自治法第74条第1項の規定により小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例の制定の請求があったので、同条第3項の規定により別紙のとおり意見を付して付議するものであります。

小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区再開発事業に係る都市計画案（以下「第2地区再開発都市計画案」という。）及び市費の支出について、賛成又は反対の市民の意思を明らかにし、もって市政の民主的かつ健全な運営を図ることを目的とする。

(住民投票)

第2条 前条の目的を達成するため、第2地区再開発都市計画案及び市費の支出に、賛成するか、反対するかについて、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

(住民投票の執行)

第3条 住民投票は、市長が執行するものとする。

2 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を小金井市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委任するものとする。

(住民投票の期日)

第4条 住民投票の期日（以下「投票日」という。）は、この条例の施行の日から起算して90日以内のうちの日曜日とし、市長が定める。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、選挙管理委員会に対し、当該投票日の40日前までに通知しなければならない。

3 選挙管理委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、投票日の7日前までにこれを告示しなければならない。

(投票資格者)

第5条 住民投票における投票の資格を有する者は、投票日において公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第9条第2項に規定する小金井市の議会の議員及び長の選挙権を有する者であつて、前条第3項の規定による告示の日（以下「告示日」という。）において本市の選挙人名簿（法第19条に規定する名簿をいう。以下同じ。）に登録されているもの及び告示日の前日において選挙人名簿に登録される資格を有するものとする。

(投票資格者名簿)

第6条 選挙管理委員会は、住民投票における投票資格者について、第2地区再開発都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票資格者名簿（以下「投票資格者名簿」という。）を作成するものとする。

（投票の方法及び代理投票）

第7条 住民投票は秘密投票とし、投票は1人1票とする。

2 投票人は、第2地区再開発都市計画案及び市費の支出について、賛成のときは○の記号を、反対のときは×の記号を投票用紙に自ら記載して、投票箱に入れなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、身体の故障その他の理由により自ら○又は×の記号を記載できない投票人は、法第48条の規定の例により代理投票を行うことができるものとする。

（投票所における投票及び期日前投票）

第8条 投票人は、投票日の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。

2 投票人は、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることはできない。

3 第1項の規定にかかわらず、投票日の当日に職務従事その他の理由により、投票人自らが投票所へ行くことができないときは、法第48条の2の規定の例により、期日前投票を行うことができるものとする。

（投票の効力の決定）

第9条 投票の効力の決定に当たっては、次条の規定に反しない限りにおいて、その投票を行った者の意思が明白であれば、その投票を有効とする。

（無効投票）

第10条 住民投票において、次の各号のいずれかに該当する投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○又は×の記号以外の表記を記載したもの
- (3) ○又は×の記号のほか、他事を記載したもの
- (4) ○又は×の記号と判別し難いもの
- (5) ○及び×の記号を両方記載したもの
- (6) 白紙投票

（情報の提供）

第11条 市長は、住民投票を執行する際には、投票人に対し、第2地区再開発都市計画案及び市費の支出の賛否について、投票人がその意思を明確にするために必要

な情報の提供に努めるものとする。

- 2 前項の規定による情報提供は、特定の投票結果を誘導するものであってはならない。

(投票運動)

第12条 住民投票に関する運動は、自由とする。ただし、買収、脅迫等市民の自由な意思が拘束され、又は不当に干渉されるものであってはならない。

- 2 前項の投票運動の期間は、投票日の7日前から投票日の前日までとする。

(投票及び開票)

第13条 第2条から前条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに小金井市選挙執行規程（平成12年選挙管理委員会規程第1号）の規定の例による。

(結果の告示等)

第14条 選挙管理委員会は、投票結果が確定したときは、直ちにこれを告示するとともに、市長に報告しなければならない。

- 2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかに市議会議長に通知しなければならない。

(投票結果の尊重)

第15条 市長及び市議会は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、住民投票に関し必要な事項は、選挙管理委員会が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(条例の失効)

- 2 この条例は、投票日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

## 別紙

### 小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例案に対する意見

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項の規定に基づく小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例の制定の請求に対する同条第3項の意見は、次のとおりである。

武蔵小金井駅南口第2地区第一種市街地再開発事業（以下「本事業」という。）に係る施行区域（以下「当地区」という。）は、都の上位計画を始め、市の将来像を示す第4次小金井市基本構想や小金井市都市計画マスタープラン等においても、総合拠点という市の中心的な拠点の位置付けがされており、市の玄関口としてふさわしい整備がなされるべき地区として、土地の高度利用などの有効活用、商業・業務及び住宅との調和のとれた魅力ある文化性の高い市街地としての整備を図っていくとされている。

現在の当地区は、建物構造別現況として、木造が約6割、昭和56年以前のいわゆる旧耐震建築物が約6割となっており、さらに地区内の私道は狭隘<sup>あひ</sup>なことから、防災上において大きな課題を抱える地域となっている。また、駅に近接した立地にもかかわらず、駐車場や駐輪場等の低未利用地が多く、建物用途現況としても地区の約8割が住宅となっており、にぎわいが不足している状況である。

こうした現状を踏まえ、本事業は、防災上の課題を解消して安全・安心なまちへの更新を図るために、細分化された敷地を統合し不燃化された共同建築物の建設、併せて、広場、街路等の整備を行うものであり、また、新たなにぎわいを創出するために、低層部に生活サービス機能を含める店舗等を配置し、広場や敷地内通路の整備により武蔵小金井駅南口全体の回遊性を高め、更なる活性化を生み出すことを計画するものである。

本事業は、当地区の現状を踏まえて、地元の地権者らが自らの手で、武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発準備組合（以下「準備組合」という。）を設立して、まちの更なる活性化を図ろうと進めているものであることから、その活動は尊重されるべきものであり、市は、防災性の向上を図るとともに、市の玄関口として、計画的なまちづくりに資するべく、本事業の早期かつ着実な事業化を推進する責務を負うものである。

都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「都計法」という。）は、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって均衡のある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的に、都市計画の内容及びその決定手続等について規定しており、市は、本都市計画を決定するに当たり、都計法の手続に即して進めてきた。

住民の意見を反映する機会として、都計法第16条及び第17条に定める意見聴取や説明会の開催などにおいては、武蔵小金井駅南口のまちづくりに係る都市計画を広く知っていただくため、都計法第16条及び第17条に規定する住民及び利害関係人の解釈については、何ら制限せずに全ての者を対象として手続を行い、適正に担保してきた。そこでいただいた御意見等については、市の見解を付して公表するとともに、準備組合に対しては今後の詳細な検討の参考とされるものとする。

そして、都計法第19条の手続として平成26年8月20日に小金井市都市計画審議会の議を経て、同月21日に都市計画を決定し、その旨を告示している。

本事業の施行者となる準備組合においても、現時点の事業計画素案をホームページで公開するとともに、まちづくりニュースの発行や掲示板の設置など情報発信に努めているところであるが、市としては、引き続き周知に努めるよう、丁寧な対応を求めていると考えている。

また、準備組合においては、周辺交通、緑化率、景観、風環境、地下水等への影響について、関係機関の指導及び協議を踏まえ、詳細な対策、配慮事項などを考慮した事業計画素案をまとめているものであり、周辺商業に対する配慮等も含め慎重に対応しているところである。

本事業の現状や都市計画決定に至る手続、そして本事業に対する市の責務については、以上のとおりである。

この度の直接請求については、現行法制度において認められる直接民主制の一手法であることは、十分に理解するところであるが、当地区の現状や都市計画決定に至る手続から鑑みても、本事業の早期かつ着実な事業化を推進する必要があることから、本条例案については反対するものである。

当地区は、駅前という好立地であり、市の総合拠点として市の将来発展に際しても重要な地区である。また、武蔵小金井駅南口のまちづくりは、当初は武蔵小金井駅南口第1地区第一種市街地再開発事業に係る施行区域（以下「第1地区」という。）と当地区とを一体として再開発を進める方針であったものの、財政平準化等を加味する中で、より駅に近い第1地区を先行して事業の進捗を図ってきた経緯がある。

前述のとおり、本年8月20日、学識経験者、関係行政機関職員及び市議会議員を

もって構成される小金井市都市計画審議会において、当地区に関する事項が慎重に調査審議された結果、第一種市街地再開発事業の決定を始めとした関連する6つの都市計画のいずれもが可決され、市は、その旨の答申を受けて、同月21日には、都市計画の決定及び変更の告示を行った。よって、市は本事業を都市計画事業として適切な遂行に努める責務がある。

市は、本事業によって、市民が安全・安心して利用できる活力の拠点としての街並みが整備できるとともに、本事業の完成が税収増を生み出し、市民サービス向上にも寄与するものと考えている。

東京都小金井市条例制定請求書

小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例制定請求の要旨

1. 請求要旨

小金井市は、武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業（以下、第2地区再開発とする）に多額の税金を投入しようとしている。この事業への市費の支出は税金のムダ遣いである。理由は以下の通りである。

- ① 第2地区再開発には、国・東京都・小金井市の補助金が60億円、小金井市だけでも15億円の税金が投入される。駅前に面さず、公共性がない、数十人の権利者のマンション建設に、多額の税金を使うことに大義はなく反対である。
- ② この税金投入は、「危機的財源不足」という中、市財政を悪化させる。資材高騰などで建築費用が増大する中、さらに事態は重大化する。現に建築費の増大で、新庁舎建設計画は「凍結も視野に入れて検討」とされ、自らの庁舎建設の財源の目途も立たない中、「財政計画」もないまま多額の税金投入は理解できない。共同のごみ処理施設建設などの負担も約100億円とも言われており、本事業への税金投入には反対である。
- ③ 小金井市は、財源は「行財政改革を徹底して生み出す」と表明した。市民に負担を押し付けてまで本事業を支援するとは重大である。待機児解消や特養ホーム増設など、税金を市民生活のために使うことが優先である。
- ④ 風害や日照、電波障害、地下水・湧水などへ悪影響が懸念される。市内商工業への悪影響や人口増による保育や教育などの問題も深刻化させる。
- ⑤ 都市計画について市民参加が大変不十分である。小金井市は「聞く耳を持たない」のが現状であり、市民の判断を仰ぐ必要がる。

こうしたことから、小金井市が、市民生活に様々な影響を与える第2地区再開発を促進する都市計画案と市費の支出には反対である。税金投入をやめれば、市財政の立て直しとともに、市民要求実現の可能性が開ける。この実現に向け、市民の意思を明らかにする「小金井市の武蔵小金井駅南口第2地区市街地再開発事業に係る都市計画案及び市費の支出への賛否を問う住民投票条例」の制定を請求する。

2. 請求代表者

住所 小金井市本町6-10-3-208 性別・男  
生年月日・昭和28年11月26日 職業・会社員

氏名 明石真宜  
住所 小金井市前原町3-33-39 性別・男  
生年月日・昭和27年7月25日 職業・運転手

氏名 若松洋  
住所 小金井市東町5-15-7 性別・男  
生年月日・昭和50年12月21日 職業・自治体問題研究者

氏名 高木章成

住所 小金井市本町6-14-28-1906 性別・女  
生年月日・昭和12年10月9日 職業・無職

氏名 平林久枝  
住所 小金井市夏町4-30-38 性別・男  
生年月日・昭和3年2月8日 職業・無職

氏名 朝倉篤郎  
住所 小金井市中町3-22-10-302 性別・男  
生年月日・昭和38年3月2日 職業・会社役員

氏名 藤岡洋

上記のとおり地方自治法第74条第1項の規定により、別紙条例案を添えて条例の制定を請求いたします。

平成26年9月22日  
小金井市長 稲葉孝彦様

